

**農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第 57 号）及びその関連法令等**  
 （輸出証明書の発行、適合区域の指定及び適合施設の認定並びに登録認定機関関係）

<p>○ 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第 57 号）</p> <p>○ 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行令（令和 2 年政令第 73 号。以下「政令」という。）</p>	<p>○ 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則（令和 2 年財務省・厚生労働省・農林水産省令第 1 号。）</p> <p>○ 農林水産省関係農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則（令和 2 年農林水産省令第 22 号。以下「農林水産省令」という。）</p>	<p>○ 輸出証明書の発行等に関する手続規程（令和 2 年 4 月 1 日財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定。以下「手続規程」という。）</p>
<p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、我が国で生産された農林水産物及び食品の輸出の促進を図るため、農林水産物・食品輸出本部の設置並びに基本方針及び実行計画の策定について定めるとともに、輸出証明書の発行等、輸出事業計画の認定その他の措置を講ずることにより、農林水産業及び食品産業の持続的な発展に寄与することを目的とする。</p>		
<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において「農林水産物」には、これを原料又は材料として製造し、又は加工したもの（次項に規定するものを除く。）であって、主務省令で定めるものを含むものとする。</p> <p>2 この法律において「食品」とは、全ての飲食物（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第一項に規定する医薬品、同条第二項に規定する医薬部外品及び同条第九項に規定する再生医療等製品を除く。）をいう。</p> <p>3 この法律において「登録認定機関」とは、第二十条第一項の規定により主務大臣の登録を受けた者をいう。</p>	<p>（農林水産物の範囲）</p> <p>第一条 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の主務省令で定めるものは、日本国内において製造され、又は加工されるものとする。</p>	
<p>（国の責務）</p> <p>第十一条 国は、農林水産物及び食品の輸出の促進</p>		<p>第 5 留意事項 主務大臣及び都道府県知事等は、法第 11 条から</p>

<p>に関する施策を総合的かつ一体的に推進する責務を有する。</p> <p>2 国は、事業者が行う農林水産物及び食品の輸出のための取組に必要となる情報の提供、指導、助言その他の援助を行うよう努めなければならない。</p> <p>(都道府県等の責務)</p> <p>第十二条 都道府県、保健所を設置する市及び特別区（以下「都道府県等」という。）は、農林水産物及び食品の輸出を促進するため、当該地域の実情に応じ、農林水産物及び食品の輸出を円滑化するために必要な手続の整備その他の施策を講ずる責務を有する。</p> <p>2 都道府県等は、当該地域の実情に応じ、事業者が行う農林水産物及び食品の輸出のための取組に必要となる情報の提供、指導、助言その他の援助を行うよう努めなければならない。</p> <p>(関係者相互の連携及び協力)</p> <p>第十三条 国、都道府県等、株式会社日本政策金融公庫その他の関係者は、農林水産物及び食品の輸出の促進の総合的かつ一体的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。</p>		<p>第13条までの規定に基づき、事業者が行う輸出のための取組を促進するため、相互に連携を図りながら協力し、輸出証明書の発行等に必要な手続の整備、事業者への情報の提供及び助言等に努めなければならない。</p>
<p>第五章 国等が講ずる農林水産物及び食品の輸出を円滑化するための措置</p> <p>第一節 輸出証明書の発行等 (輸出証明書の発行)</p> <p>第十五条 主務大臣は、輸出先国の政府機関から、輸入条件が定められている農林水産物又は食品について、主務大臣が輸出証明書（農林水産物又は食品が輸出先国の輸入条件に適合していることを示す証明書をいう。以下この条及び第三十八条において同じ。）を発行するよう求められている場合であって、当該農林水産物又は食品の輸出を行う事業者から申請があったときは、主務省令で定</p>	<p>(主務大臣が発行する輸出証明書の種類)</p> <p>第二条 法第十五条第一項の規定により同項の主務大臣が発行する輸出証明書の種類は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 衛生証明書（日本国から輸出される農林水産物又は食品が、その生産、製造、加工又は流通における衛生管理又は衛生状態に関する輸出先国の政府機関が定める条件に適合していることを示す輸出証明書をいい、次号に掲げる輸出証明書を除く。第四条第一号及び第三十四条第二項第一号において同じ。）</p> <p>二 自由販売証明書（日本国から輸出される農林</p>	<p>第1 輸出証明書の発行に関する手続</p> <p>1 主務大臣による輸出証明書の発行</p> <p>(1) 法第15条第1項の規定に基づき主務大臣が行う輸出証明書の発行に関する手続は、農林水産物又は食品の種類ごとに、別表1の輸出証明書の発行の欄に掲げる別紙に定めるとおりとする。（主務省令第3条関係）</p> <p>(2) 主務大臣は、法第38条第1項の規定に基づき、主務大臣から輸出証明書の発行を受けた者に対し、必要な報告の徴収、事業所等への立入調査、職員への質問等を行うことができる。</p> <p>(3) 主務大臣から輸出証明書の発行を受けた者</p>

<p>めるところにより、輸出証明書を発行することができる。</p>	<p>水産物又は食品が、日本国内において製造され、又は加工され、かつ、流通することが可能であることを示す輸出証明書をいう。第三十四条第二項第二号において同じ。）</p> <p>三 放射性物質検査証明書等（日本国から輸出される農林水産物又は食品が、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害の発生に伴い、当該農林水産物又は食品に含有される放射性物質の濃度、当該農林水産物又は食品が生産され、製造され、加工され、又は流通する地域その他の事項に関する輸出先国の政府機関が定める条件に適合していることを示す輸出証明書をいう。第四条第二号及び第三十四条第二項第三号において同じ。）</p> <p>四 漁獲証明書等（日本国から輸出される水産物（その加工品を含む。以下同じ。）又は食品が、水産資源の管理に関する輸出先国の政府機関が定める条件に適合していることを示す輸出証明書をいう。第四条第三号及び第三十四条第二項第二号において同じ。）</p> <p>五 その他の輸出証明書（前各号に掲げる輸出証明書以外の輸出証明書をいう。）</p> <p>（主務大臣による輸出証明書の発行）</p> <p>第三条 法第十五条第一項の主務大臣は、同項の規定により輸出証明書を発行するときは、申請に係る農林水産物又は食品が輸出先国の政府機関が定める条件に適合することを審査するものとする。</p> <p>2 法第十五条第一項の主務大臣は、当該主務大臣が定める基準に適合する者に、前項の規定による審査の事務（輸出証明書の発行の決定に係る部分を除く。）の一部を行わせることができる。</p> <p>3 前二項に定めるもののほか、法第十五条第一項の主務大臣による輸出証明書の発行の手續に係る事項は、同項の主務大臣が定める。</p>	<p>が、主務大臣による報告の徴収等について、忌避、虚偽の答弁等をしたときは、主務大臣は、法第 38 条第 5 項の規定に基づき、自らが行った輸出証明書の発行を取り消すことができる。</p>
<p>2 都道府県知事又は保健所を設置する市若しくは</p>	<p>（都道府県知事等が発行する輸出証明書の種類）</p>	<p>2 都道府県知事等による輸出証明書の発行</p>

特別区の長（以下「都道府県知事等」という。）は、輸出先国の政府機関から、輸入条件が定められている農林水産物又は食品について、都道府県知事等が輸出証明書を発行するよう求められている場合であって、当該農林水産物又は食品の輸出を行う事業者から申請があったときは、主務省令で定めるところにより、当該都道府県知事等が管轄する区域内において生産され、製造され、加工され、又は流通する農林水産物又は食品に係る輸出証明書を発行することができる。

第四条 法第十五条第二項の規定により都道府県知事等が発行する輸出証明書の種類は、次に掲げるものとする。

一 衛生証明書（次に掲げる農林水産物又は食品に係るものに限る。）

イ アラブ首長国連邦、アルゼンチン、アルメニア、インドネシア、ウルグアイ、英国、欧州連合の構成国、オーストラリア、カザフスタン、カタール、キルギス、シンガポール、スイス、タイ、台湾、中華人民共和国、ニュージーランド、ノルウェー、バーレーン、フィリピン、ブラジル、ベトナム、ベラルーシ、香港、マカオ、マレーシア、ミャンマー、メキシコ、リヒテンシュタイン又はロシアに輸出される畜産物（その加工品を含む。以下同じ。）

ロ アメリカ合衆国、アラブ首長国連邦、イスラエル、インド、インドネシア、ウクライナ、英国、欧州連合の構成国、カタール、カナダ、カンボジア、スイス、スリランカ、シンガポール、タイ、大韓民国、台湾、中華人民共和国、トルコ、ナイジェリア、ニュージーランド、ノルウェー、フィリピン、ブラジル、ブルネイダルサラーム、ベトナム、ペルー、香港、マレーシア、南アフリカ共和国、ミャンマー、メキシコ、モーリシャス又はモロッコに輸出される水産物

二 放射性物質検査証明書等（英国、欧州連合の構成国、シンガポール、大韓民国、台湾又は中華人民共和国に輸出される農林水産物又は食品（酒類及びたばこを除く。）に係るものに限る。）

三 漁獲証明書等（中華人民共和国又は千九百四十九年のアメリカ合衆国とコスタリカ共和国との間の条約によって設置された全米熱帯まぐろ類委員会の強化のための条約、インド洋まぐろ類委員会の設置に関する協定若しくは大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約の加盟国に輸

(1) 法第15条第2項の規定に基づき都道府県知事又は保健所を設置する市若しくは特別区の長（以下「都道府県知事等」という。）が行う輸出証明書の発行に関する手続は、農林水産物又は食品の種類ごとに、別表2の輸出証明書の発行の欄に掲げる別紙に定めるとおりとする。（主務省令第5条関係）

(2) 主務大臣又は都道府県知事等は、法第38条第1項又は第2項の規定に基づき、都道府県知事等から輸出証明書の発行を受けた者に対し、必要な報告の徴収、事業所等への立入調査、職員への質問等を行うことができる。

(3) 都道府県知事等から輸出証明書の発行を受けた者が、主務大臣又は都道府県知事等による報告の徴収等について、忌避、虚偽の答弁等をしたときは、都道府県知事等は、法第38条第5項の規定に基づき、自らが行った輸出証明書の発行を取り消すことができる。

(4) 都道府県知事等は、輸出証明書の取消しを行った場合は、別添様式1により、遅滞なく主務大臣にその旨を報告するものとする。ただし、(1)に規定する別紙において定められた様式等がある場合は当該様式等を用いること。（主務省令第36条関係）

	<p>出される水産物に係るものに限る。)</p> <p>(都道府県知事等による輸出証明書の発行)</p> <p>第五条 都道府県知事等は、法第十五条第二項の規定により輸出証明書を発行するときは、申請に係る農林水産物又は食品が輸出先国の政府機関が定める条件に適合することを審査するものとする。</p> <p>2 都道府県知事等は、法第十五条第一項の主務大臣が定める基準に適合する者に、前項の規定による審査の事務（輸出証明書の発行の決定に係る部分を除く。）の一部を行わせることができる。</p> <p>3 前二項に定めるもののほか、都道府県知事等が発行する輸出証明書の発行の手續に係る事項は、法第十五条第一項の主務大臣が定める。</p> <p>4 農林水産大臣は、輸出証明書の発行を担当する都道府県等の部署に関する情報を取りまとめ、公表するものとする。</p>	
<p>3 第一項の規定により主務大臣から輸出証明書の発行を受けようとする者は、実費を超えない範囲内において政令で定める額の手数料を国に納付しなければならない。</p> <p><b>【政令】</b>（輸出証明書の発行手数料）</p> <p>第三条 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（以下「法」という。）第十五条第三項の政令で定める手数料の額は、同条第一項の申請一件につき八百七十円を超えない範囲内において輸出証明書の種類ごとに当該申請に係る電子情報処理組織（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項に規定する電子情報処理組織をいう。）の使用の状況を勘案して主務省令で定める額とする。</p>	<p>(輸出証明書の発行手数料)</p> <p>第六条 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行令（令和二年政令第七十三号。以下「令」という。）第三条の主務省令で定める額は、第二条各号（第三号を除く。）に掲げる輸出証明書については八百七十円とする。</p> <p>2 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害に起因する輸出先国の政府機関が定める条件に適合していることを示すための第二条第三号に掲げる輸出証明書については、法第十五条第三項の手数料を納めることを要しない。</p>	
		<p>3 主務大臣 法第 15 条第 1 項（輸出証明書の発行に関する手續に係る部分を除く。）及び第 38 条（輸出証</p>

		<p>明書の発行に関する事項に限る。)における主務大臣は、別表1及び別表2の輸出証明書の発行の欄に掲げる別紙ごとにそれぞれ定めるとおりとする。(主務省令第34条関係)</p>
<p>(適合区域の指定)      第十六条 主務大臣は、輸出先国の政府機関から、その区域(海域を含む。以下この項及び第六項において同じ。)において農林水産物又は食品が生産され、製造され、加工され、又は流通する過程において有害な物質が混入するおそれがないことその他の輸出先国の政府機関が定める要件(以下この条において「指定要件」という。)に適合する区域(以下この条及び第三十四条第四項第三号において「適合区域」という。)において生産され、製造され、加工され、又は流通することが輸入条件として定められている農林水産物又は食品として主務省令で定めるもの(以下この条及び同号において「区域指定農林水産物等」という。)について、主務大臣が適合区域を指定するよう求められている場合には、主務省令で定めるところにより、区域指定農林水産物等の適合区域を指定することができる。</p>	<p>(区域指定農林水産物等)      第七条 法第十六条第一項の主務省令で定めるものは、欧州連合の構成国に輸出される二枚貝その他の水産物とする。</p> <p>(主務大臣による適合区域の指定)      第八条 法第十六条第一項の主務大臣は、同項の規定により適合区域を指定するときは、その指定しようとする区域が輸出先国の政府機関が定める要件に適合することを審査するものとする。</p> <p>2 法第十六条第一項の主務大臣は、当該主務大臣が定める基準に適合する者に、前項の規定による審査の事務(適合区域の指定の決定に係る部分を除く。)の一部を行わせることができる。</p> <p>3 前二項に定めるもののほか、法第十六条第一項の主務大臣による適合区域の指定の手續に係る事項は、同項の主務大臣が定めるものとする。</p>	<p>第2 適合区域の指定に関する手續      1 主務大臣による適合区域の指定      法第16条第1項及び第3項の規定に基づき主務大臣が行う適合区域の指定及びその定期的な確認並びに同条第4項の規定に基づく指定の取消し等に関する手續は、農林水産物又は食品の種類ごとに、別表1の適合区域の指定の欄に掲げる別紙に定めるとおりとする。(主務省令第8条及び第11条関係)</p>
<p>2 都道府県知事等は、輸出先国の政府機関から、区域指定農林水産物等について、都道府県知事等が適合区域を指定するよう求められている場合には、主務省令で定めるところにより、当該都道府県知事等が管轄する区域内において、区域指定農林水産物等の適合区域を指定することができる。</p>	<p>(都道府県知事等が指定する適合区域の種類)      第九条 法第十六条第二項の規定により都道府県知事等が指定する適合区域の種類は、欧州連合の構成国に輸出される二枚貝その他の水産物が生産される海域に係るものとする。</p> <p>(都道府県知事等による適合区域の指定)      第十条 都道府県知事等は、法第十六条第二項の規定により適合区域を指定するときは、その指定しようとする区域が輸出先国の政府機関が定める要件に適合することを審査するものとする。</p> <p>2 都道府県知事等は、法第十六条第一項の主務大臣が定める基準に適合する者に、前項の規定による審査の事務(適合区域の指定の決定に係る部分</p>	<p>2 都道府県知事等による適合区域の指定      (1) 法第16条第2項及び第3項の規定に基づき都道府県知事等が行う適合区域の指定及びその定期的な確認並びに同条第4項の規定に基づく指定の取消し等に関する手續は、農林水産物又は食品の種類ごとに、別表2の適合区域の指定の欄に掲げる別紙に定めるとおりとする。(主務省令第10条及び第11条関係)      (2) 都道府県知事等は、適合区域の指定若しくはその取消し又は当該適合区域の変更を行った場合は、法第16条第5項の規定に基づき、別添様式2により、1か月以内に主務大臣にその旨を報告するものとする。ただし、(1)に規定する別紙において定められた様式等がある場合は当該様</p>

	<p>を除く。)の一部を行わせることができる。</p> <p>3 前二項に定めるもののほか、都道府県知事等による適合区域の指定の手續に係る事項は、法第十六条第一項の主務大臣が定める。</p> <p>4 農林水産大臣は、適合区域の指定を担当する都道府県等の部署に関する情報を取りまとめ、公表するものとする。</p>	<p>式等を用いること。(主務省令第12条関係)</p>
<p>3 主務大臣又は都道府県知事等は、前二項の規定により適合区域を指定したときは、主務省令で定めるところにより、定期的に、当該適合区域が指定要件に適合していることを確認するものとする。</p>	<p>(適合区域の確認)</p> <p>第十一条 法第十六条第一項の主務大臣及び都道府県知事等は、同条第三項の規定による確認をするときは、当該適合区域が第八条第一項又は第十条第一項の要件に適合することを審査するものとする。</p> <p>2 法第十六条第一項の主務大臣及び都道府県知事等は、当該主務大臣が定める基準に適合する者に、前項の規定による審査の事務の一部を行わせることができる。</p> <p>3 前二項に定めるもののほか、法第十六条第三項の規定による確認の手續に係る事項は、同条第一項の主務大臣が定める。</p>	
<p>4 主務大臣又は都道府県知事等は、第一項又は第二項の規定により自らが指定した適合区域について、前項の規定による確認の結果、指定要件に適合しなくなつたと認めるときは、その指定を取り消し、又は当該適合区域を変更するものとする。</p> <p>5 都道府県知事等は、第二項の規定により適合区域を指定し、又は前項の規定により指定を取り消し、若しくは当該適合区域を変更したときは、主務省令で定めるところにより、遅滞なく、主務大臣にその旨を報告しなければならない。</p> <p>6 主務大臣は、第一項の規定により指定した適合区域(第四項の規定により指定を取り消し、又は当該適合区域を変更した場合にあっては、当該取消し又は変更に係る区域を含む。以下この項において同じ。)の情報及び前項の規定による報告を受けた適合区域の情報を取りまとめ、公表しな</p>	<p>(適合区域の指定等の報告)</p> <p>第十二条 法第十六条第五項の規定による報告は、同条第一項の主務大臣が定める様式を用いて、一月以内に当該主務大臣に提出するものとする。</p>	

<p>ればならない。</p>		
		<p>3 主務大臣          法第 16 条（適合区域の指定及び確認に関する          手続に係る部分を除く。）における主務大臣は、          別表 1 及び別表 2 の適合区域の指定の欄に掲げる          別紙ごとにそれぞれ定めるとおりとする。（主務          省令第 34 条関係）</p>
<p>（適合施設の認定）          第十七条 主務大臣は、輸出先国の政府機関から、          食品衛生上の危害の発生を防止するための措置が          講じられていることその他の輸出先国の政府機関          が定める要件（以下この条において「認定要件」          という。）に適合する施設（以下「適合施設」と          いう。）において生産され、製造され、加工さ          れ、又は流通することが輸入条件として定められ          ている農林水産物又は食品として主務省令で定め          るもの（以下「施設認定農林水産物等」とい          う。）について、主務大臣が適合施設を認定する          よう求められている場合であって、施設認定農林          水産物等に係る施設の設置者又は管理者（以下こ          の条及び第三十八条において「設置者等」とい          う。）から申請があったときは、主務省令で定め          るところにより、施設認定農林水産物等の適合施          設を認定することができる。</p>	<p>（施設認定農林水産物等）          第十三条 法第十七条第一項の主務省令で定めるも          のは、次に掲げるものとする。          一 タイに輸出される農産物（その加工品を含む          。以下同じ。）          二 アメリカ合衆国、アラブ首長国連邦、アルゼ          ンチン、インドネシア、ウルグアイ、欧州連合          の構成国、オーストラリア、カタール、カナダ          、シンガポール、タイ、大韓民国、台湾、バー          レーン、フィリピン、ブラジル、ベトナム、香          港、マカオ、マレーシア又はミャンマーに輸出          される畜産物          三 アメリカ合衆国、インド、インドネシア、ウ          クライナ、欧州連合の構成国、オーストラリア          、大韓民国、中華人民共和国、ナイジェリア、          ブラジル、ベトナム又はロシアに輸出される水          産物          四 英国又は欧州連合の構成国に輸出される飼料            （主務大臣による適合施設の認定）          第十四条 法第十七条第一項の適合施設の認定の申          請は、同項の主務大臣が定める申請書に手数料          に相当する額の収入印紙を貼り付け、当該主務          大臣に提出してするものとする。          2 法第十七条第一項の主務大臣は、同項の規定に          より適合施設を認定するときは、その認定しよう          とする施設が輸出先国の政府機関が定める要件に          適合することを審査するものとする。          3 法第十七条第一項の主務大臣は、当該主務大臣</p>	<p>第 3 適合施設の認定に関する手続          1 主務大臣による適合施設の認定          （1）法第 17 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づき主          務大臣が行う適合施設の認定及びその定期的な          確認並びに同条第 5 項の規定に基づく認定の取          消し等に関する手続は、農林水産物又は食品の          種類ごとに、別表 1 の適合施設の認定の欄に掲          げる別紙に定めるとおりとする。（主務省令第 14          条及び第 19 条関係）          （2）主務大臣は、法第 38 条第 1 項の規定に基づ          き、主務大臣から認定を受けた適合施設の設置          者等に対し、必要な報告の徴収、事業所等への          立入調査、職員への質問等を行うことができ          る。          （3）主務大臣から認定を受けた適合施設の設置者          等が、主務大臣による報告の徴収等について、          忌避、虚偽の答弁等をしたときは、主務大臣          は、法第 38 条第 5 項の規定に基づき、自らが          行った適合施設の認定を取り消すことができ          る。</p>



	<p>が定める基準に適合する者に、前項の規定による審査の事務（適合施設の認定の決定に係る部分を除く。）の一部を行わせることができる。</p> <p>4 前三項に定めるもののほか、法第十七条第一項の主務大臣による適合施設の認定の手續に係る事項は、同項の主務大臣が定める。</p>	
<p>2 都道府県知事等は、輸出先国の政府機関から、施設認定農林水産物等について、都道府県知事等が適合施設を認定するよう求められている場合であって、当該都道府県知事等が管轄する区域内に所在する施設認定農林水産物等に係る施設の設置者等から申請があったときは、主務省令で定めるところにより、施設認定農林水産物等の適合施設を認定することができる。</p>	<p>（都道府県知事等が認定する適合施設の種類）</p> <p>第十五条 法第十七条第二項の規定により都道府県知事等が認定する適合施設の種類は、次に掲げる農林水産物又は食品が生産され、製造され、加工され、又は流通する施設とする。</p> <p>一 タイに輸出される農産物</p> <p>二 アラブ首長国連邦、インドネシア、欧州連合の構成国、カタール、シンガポール、タイ、大韓民国、バーレーン、フィリピン、ベトナム、香港、マカオ、マレーシア又はミャンマーに輸出される畜産物</p> <p>三 アメリカ合衆国、インド、欧州連合の構成国、中華人民共和国又はベトナムに輸出される水産物</p> <p>（都道府県知事等による適合施設の認定）</p> <p>第十六条 都道府県知事等は、法第十七条第二項の規定により適合施設を認定するときは、その認定しようとする施設が輸出先国の政府機関が定める要件に適合することを審査するものとする。</p> <p>2 都道府県知事等は、法第十七条第一項の主務大臣が定める基準に適合する者に、前項の規定による審査の事務（適合施設の認定の決定に係る部分を除く。）の一部を行わせることができる。</p> <p>3 前二項に定めるもののほか、都道府県知事等による適合施設の認定の手續に係る事項は、法第十七条第一項の主務大臣が定める。</p> <p>4 農林水産大臣は、適合施設の認定を担当する都道府県等の部署に関する情報を取りまとめ、公表するものとする。</p>	<p>2 都道府県知事等による適合施設の認定</p> <p>（1）法第 17 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づき都道府県知事等が行う適合施設の認定及びその定期的な確認並びに同条第 5 項の規定に基づく認定の取消し等に関する手續は、農林水産物又は食品の種類ごとに、別表 2 の適合施設の認定の欄に掲げる別紙に定めるとおりとする。（主務省令第 16 条及び第 19 条関係）</p> <p>（2）主務大臣又は都道府県知事等は、法第 38 条第 1 項又は第 2 項の規定に基づき、都道府県知事等から認定を受けた適合施設の設置者等に対し、必要な報告の徴収、事業所等への立入調査、職員への質問等を行うことができる。</p> <p>（3）都道府県知事等から認定を受けた適合施設の設置者等が、主務大臣又は都道府県知事等による報告の徴収等について、忌避、虚偽の答弁等をしたときは、都道府県知事等は、法第 38 条第 5 項の規定に基づき、自らが行った適合施設の認定を取り消すことができる。</p> <p>（4）都道府県知事等は、適合施設の認定又はその取消しを行った場合は、法第 17 条第 6 項（法第 38 条第 6 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、別添様式 3 により、1 か月以内に主務大臣にその旨を報告するものとする。ただし、（1）に規定する別紙において定められた様式等がある場合は当該様式等を用いること。（主務省令第 20 条関係）</p>

<p>3 登録認定機関は、輸出先国の政府機関から、施設認定農林水産物等について、登録認定機関が適合施設を認定するよう求められている場合であつて、施設認定農林水産物等に係る施設の設置者等から申請があつたときは、主務省令で定めるところにより、施設認定農林水産物等の適合施設を認定することができる。</p>	<p>(登録認定機関が認定する適合施設の種類)</p> <p>第十七条 法第十七条第三項の規定により登録認定機関が認定する適合施設の種類の、タイに輸出される農産物又はアメリカ合衆国、インドネシア、ウクライナ、欧州連合の構成国、オーストラリア、ナイジェリア、ブラジル若しくはロシアに輸出される水産物が生産され、製造され、加工され、又は流通する施設とする。</p> <p>(登録認定機関による適合施設の認定)</p> <p>第十八条 登録認定機関は、法第十七条第三項の規定により適合施設を認定するときは、当該施設が輸出先国の政府機関が定める要件に適合することを審査するものとする。</p> <p>2 登録認定機関は、法第十七条第三項の規定による認定をした場合には、日本国から輸出される農林水産物又は食品が、当該認定をした施設において適正に生産され、製造され、加工され、又は流通したものであることを示す証明書を発行することができる。</p> <p>3 前二項に定めるもののほか、登録認定機関による適合施設の認定の手續に係る事項は、法第十七条第一項の主務大臣が定める。</p>	<p>3 登録認定機関による適合施設の認定</p> <p>(1) 法第 17 条第 3 項及び第 4 項の規定に基づき登録認定機関が行う適合施設の認定及びその定期的な確認並びに同条第 5 項の規定に基づく認定の取消し等に関する手續は、農林水産物又は食品の種類ごとに、別表 3 に掲げる別紙に定めるところとする。(主務省令第 18 条及び第 19 条関係)</p> <p>(2) 主務大臣は、法第 38 条第 1 項の規定に基づき、登録認定機関から認定を受けた適合施設の設置者等に対し、必要な報告の徴収、事業所等への立入調査、職員への質問等を行うことができる。</p> <p>(3) 登録認定機関は、適合施設の認定又はその取消しを行った場合は、法第 17 条第 6 項の規定に基づき、別添様式 2 により、1 か月以内に主務大臣にその旨を報告するものとする。ただし、(1) に規定する別紙において定められた様式等がある場合は当該様式等を用いること。(主務省令第 20 条関係)</p>
<p>4 主務大臣、都道府県知事等又は登録認定機関は、前三項の規定により適合施設を認定したときは、主務省令で定めるところにより、定期的に、当該適合施設が認定要件に適合していることを確認するものとする。</p>	<p>(適合施設の確認)</p> <p>第十九条 法第十七条第一項の主務大臣、都道府県知事等及び登録認定機関は、同条第四項の規定による確認をするときは、当該適合施設が第十四条第二項、第十六条第一項又は第十八条第一項の要件に適合することを審査するものとする。</p> <p>2 法第十七条第一項の主務大臣及び都道府県知事等は、当該主務大臣が定める基準に適合する者に、前項の規定による審査の事務の一部を行わせることができる。</p> <p>3 登録認定機関は、法第十七条第四項の規定による確認をした場合には、日本国から輸出される農林水産物又は食品が、当該確認をした施設において適正に生産され、製造され、加工され、又は流</p>	

	<p>通したものであることを示す証明書を発行することができる。</p> <p>4 前三項に定めるもののほか、法第十七条第四項の規定による確認の手續に係る事項は、同条第一項の主務大臣が定めるものとする。</p>	
<p>5 主務大臣、都道府県知事等又は登録認定機関は、第一項から第三項までの規定により自らが認定した適合施設について、前項の規定による確認の結果、認定要件に適合しなくなったと認めるときは、当該適合施設の設置者等に対し、これを改善すべきことを求め、及びその求めによってもなお改善されないときは、その認定を取り消すものとする。</p>		
<p>6 都道府県知事等又は登録認定機関は、第二項若しくは第三項の規定により適合施設を認定し、又は前項の規定により認定を取り消したときは、主務省令で定めるところにより、遅滞なく、主務大臣にその旨を報告しなければならない。</p> <p>7 主務大臣は、第一項の規定により認定した適合施設（第五項の規定により認定を取り消した場合にあっては、当該取消しに係る施設を含む。以下この項において同じ。）の情報及び前項（第三十八条第六項において準用する場合を含む。）の規定による報告を受けた適合施設の情報を取りまとめ、公表しなければならない。</p>	<p>(適合施設の認定等の報告)</p> <p>第二十条 法第十七条第六項（法第三十八条第六項において準用する場合を含む。）の規定による報告は、法第十七条第一項の主務大臣が定める様式を用いて、一月以内に当該主務大臣に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の規定による提出を登録認定機関が行う場合にあっては、独立行政法人農林水産消費安全技術センター（第二十二条第三項及び第三十条第二項において「センター」という。）を経由して行うものとする。</p>	
<p>8 第一項の規定により主務大臣から施設の認定を受けようとする設置者等は、実費を超えない範囲内において政令で定める額の手数料を国に納付しなければならない。</p> <p><b>【政令】</b>（適合施設の認定手数料）</p> <p>第四条 法第十七条第八項の政令で定める手数料の額は、同条第一項の申請一件につき二万九百円を超えない範囲内において施設認定農林水産物等の種類ごとに主務省令で</p>	<p>(適合施設の認定手数料)</p> <p>第二十一条 令第四条の主務省令で定める額は、次の各号に掲げる施設認定農林水産物等の種類ごとに、当該各号に定める額とする。</p> <p>一 タイに輸出される農産物、アメリカ合衆国、アルゼンチン、欧州連合の構成国、オーストラリア、カナダ、シンガポール、タイ、台湾、ブラジル若しくは香港に輸出される畜産物、アメリカ合衆国若しくは欧州連合の構成国に輸出される水産物又は英国若しくは欧州連合の構成国</p>	

<p>定める額とする。</p>	<p>に輸出される飼料 二万九百円  二 前号に掲げる施設認定農林水産物等以外の施設認定農林水産物等 一万四百円</p>	
		<p>4 主務大臣  法第 17 条（適合施設の認定及び確認に関する手続に係る部分を除く。）及び第 38 条（適合施設の認定及び確認に関する事項に限る。）における主務大臣は、別表 1、別表 2 及び別表 3 の適合施設の認定の欄に掲げる別紙ごとにそれぞれ定めるとおりとする。（主務省令第 34 条関係）</p>
		<p>第 4 登録認定機関の登録等に関する手続  法第 5 章第 2 節に規定する登録認定機関の登録の申請、登録認定機関の業務を適確に行うための基準、登録認定機関の認定等に関する業務の方法に関する基準、登録認定機関の業務規程の規定事項その他の登録認定機関の登録等の手続に関する事項は、別添に定めるとおりとする。（主務省令第 22 条から第 32 条まで関係）</p>
<p>第二節 登録認定機関  （登録認定機関の登録）  第十八条 登録認定機関の登録（以下単に「登録」という。）を受けようとする者は、主務省令で定めるところにより、実費を超えない範囲内において政令で定める額の手数料を納付して、主務大臣に登録の申請をしなければならない。  2 農林水産大臣は、前項の規定による申請があった場合において、必要があると認めるときは、独立行政法人農林水産消費安全技術センター（以下「センター」という。）に、当該申請が第二十条第一項各号に掲げる要件に適合しているかどうかについて、必要な調査を行わせることができる。</p>	<p>（登録認定機関の登録の申請）  第二十二条 法第十八条第一項の登録（以下単に「登録」という。）の申請は、次に掲げる要件に該当するものでなければならない。  一 登録認定機関として行う登録に係る業務の内容が次のいずれかに該当すること。  イ 法第十七条第三項の認定及び同条第四項の確認を行うものであること。  ロ 法第十七条第三項の認定及び同条第四項の確認（農林水産物又は食品に関する残留物質の検査その他の必要な検査（ハにおいて「残留物質等検査」という。）を伴うものを除く。）を行うものであること。  ハ 法第十七条第四項の確認（残留物質等検査に関するものに限る。）を行うものであること。  二 登録認定機関として行う登録に係る業務の対</p>	<p>【手続規程の「別添」】  第 1 登録認定機関の登録及び更新の申請  1 登録の申請  法第 18 条第 1 項の規定に基づき登録認定機関の登録を受けようとする者は、別添様式 1 による申請書に、4 に掲げる書類を添え、手数料に相当する額の収入印紙を添付し、独立行政法人農林水産消費安全技術センター（以下「センター」という。）を経由して、農林水産大臣に提出するものとする。（主務省令第 22 条関係）  2 登録の更新の申請  法第 21 条の規定に基づき登録認定機関の登録の更新を受けようとする場合は、別添様式 2 による申請書に、4 に掲げる書類を添え、手数料に相当する額の収入印紙を添付し、センターを経由して、農林水産大臣に提出するものとする。（主務省令第 26 条関係）</p>

【政令】（登録認定機関の登録手数料）

第五条 法第十八条第一項の政令で定める手数料の額は、同項の申請一件につき十四万五千円を超えない範囲内において法第二十条第二項第三号に規定する種類ごとに主務省令で定める額とする。

象が、第十三条各号に掲げるもののいずれか一の農林水産物又は食品の全部又は一部であること。

- 2 登録の申請は、法第十八条第一項の主務大臣が定める申請書に、当該主務大臣が定める書類を添え、手数料に相当する額の収入印紙を貼り付け、当該主務大臣に提出して行うものとする。
- 3 前項の規定による提出は、センターを経由して行うものとする。

（登録認定機関の登録手数料）

第二十三条 令第五条の主務省令で定める額は、次の各号に掲げる施設認定農林水産物等の種類ごとに、当該各号に定める額とする。

- 一 前条第一項第一号イに規定する業務を行う登録認定機関が法第二十条第一項第一号の認定等（以下単に「認定等」という。）を行う施設認定農林水産物等 十四万五千円
  - 二 前条第一項第一号ロに規定する業務を行う登録認定機関が認定等を行う施設認定農林水産物等 十一万八千七百円
  - 三 前条第一項第一号ハに規定する業務を行う登録認定機関が確認を行う施設認定農林水産物等 一万五千円
- 2 前条第一項第一号ロに規定する業務を行うものとして登録を受けた登録認定機関が、同号イに規定する業務を行う登録認定機関として登録を受けようとする場合（登録認定機関として行う登録に係る業務の対象となる農林水産物又は食品の種類が同一の場合に限る。）における令第五条の主務省令で定める額は、前項の規定にかかわらず、二万六千三百円とする。
  - 3 前条第一項第一号ハに規定する業務を行うものとして登録を受けた登録認定機関が、同号イに規定する業務を行う登録認定機関として登録を受けようとする場合（登録認定機関として行う登録に係る業務の対象となる農林水産物又は食品の種類が同一の場合に限る。）における令第五条の主務

3 申請の区分

登録及びその更新の申請は、次の表に掲げる登録に係る業務の内容及び施設認定農林水産物等の種類ごとに行うものとする。

なお、登録を受けようとする者は、次の表に掲げる施設認定農林水産物等の種類のうち、当該者が実際に認定を行うことを予定している適合施設に係るものを選択し、農林水産大臣に申し出るものとする。

区分	登録に係る業務の内容	施設認定農林水産物等の種類
2-V	適合施設の認定及びその定期的な確認（残留物質等検査を伴うものを除く。）を行うもの（主務省令第22条第1項第1号第ロ）	タイに輸出される農産物
2-S	適合施設の認定及びその定期的な確認（残留物質等検査を伴うものを除く。）を行うもの（主務省令第22条第1項第1号第ロ）	アメリカ合衆国、インドネシア、ウクライナ、欧州連合の構成国、オーストラリア、ナイジェリア、ブラジル又はロシアに輸出される水産物
3-A	適合施設の定期的な確認（残留物質等検査に関するものに限る。）を行うもの（主務省令第22条第1項第1号第ハ）	欧州連合の構成国、アメリカ合衆国、カナダ、香港、アルゼンチン、ウルグアイ、オーストラリア、ニュージーランドに輸出される畜産物
3-S	適合施設の定期的な確認（残留物質等検査に関するものに限る。）を行うもの（主務省令第22条第1項第1号第ハ）	欧州連合の構成国に輸出される水産物

省令で定める額は、第一項の規定にかかわらず、十二万九千九百円とする。

(欠格条項)

第十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。

- 一 この法律又はこの法律に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から一年を経過しない者
- 二 第三十条第一項から第三項までの規定により登録を取り消され、その取消しの日から一年を経過しない者（当該登録を取り消された者が法人である場合においては、その取消しの日前三十日以内にその取消しに係る法人の業務を行う役員であった者でその取消しの日から一年を経過しないものを含む。）
- 三 法人であって、その業務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

(登録の基準)

第二十条 主務大臣は、第十八条第一項の規定により登録を申請した者（第二号において「登録申請者」という。）が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、主務省令で定める。

	るものに限る。)を行うもの(主務省令第22条第1項第1号第ハ)	
--	---------------------------------	--

4 添付書類

登録又はその更新の申請における添付書類は、登録に係る業務の内容ごとに、それぞれ以下のとおりとする。

なお、更新の申請においては、登録の申請時に農林水産大臣に提出された内容から変更がない書類については、その旨を記載した場合は、当該書類の添付を要しないものとする。

(1) 適合施設の認定及びその定期的な確認（イ及びウ並びに第2において「認定等」という。）（残留物質等検査を伴うものを除く。）を行うもの（主務省令第22条第1項第1号第ロ）

ア 定款及び登記事項証明書

イ 次の事項を記載した書類

① 認定等に関する業務を行う組織に関する事項

② 職員、登録認定機関が委嘱する外部の委員その他の認定等に関する業務に従事する者の氏名、略歴及び担当する業務の範囲

③ ①及び②に掲げるもののほか認定等に関する業務の実施方法に関する事項

④ 認定等に関する業務以外の業務を行っている場合は、当該業務の種類及び概要並びに全体の組織に関する事項

⑤ 認定等に関する業務又はこれに類似する業務の実績がある場合は、その実績

ウ 認定等に関する業務から生ずる損害の賠償その他の債務に対する備え及び財務内容の健全性に関する事項を記載した書類

エ 申請の日の属する事業年度の事業計画及び収支予算に関する書類

オ 主要な株主の構成（当該株主が法第20条第1項第2号に規定する取扱業者である場合には、その旨を含む。）を記載した書類

		<p>カ 役員の氏名、略歴及び担当する業務の範囲を記載した書類</p> <p>(2) 適合施設の定期的な確認（残留物質等検査に関するものに限る。）を行うもの（主務省令第22条第1項第1号第ハ）</p> <p>ア (1)に掲げる書類（ウ及びエを除く。）</p> <p>イ 次の事項を記載した書類</p> <p>① 試験所に関する国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた基準（ISO/IEC 17025）に適合していることについて、第三者による認定を取得していることを証明する書類</p> <p>② 適合施設の確認業務において、輸出先国の政府機関が求める残留物質等検査を行う能力を有することを証明する書類。</p>
<p>一 第十七条第三項の規定による認定又は同条第四項の規定による確認（以下「認定等」という。）を適確に行うために必要なものとして主務省令で定める基準に適合していること。</p> <p>二 登録申請者が、施設認定農林水産物等の生産、販売その他の取扱いを業とする者（以下この号及び第二十七条第二項において「取扱業者」という。）に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。</p> <p>イ 登録申請者が株式会社である場合にあつては、取扱業者がその親法人（会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第一項に規定する親法人をいう。）であること。</p> <p>ロ 登録申請者が法人である場合にあつては、その役員（持分会社（会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。）にあつては、業務を執行する社員）に占める取扱業者の役員又は職員（過去二年間に取扱業者の役員又は職員であった者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。</p> <p>ハ 登録申請者（法人にあつては、その代表権を有する役員）が、取扱業者の役員又は職員（過去二年間に取扱業者の役員又は職員であった者を含む。）であること。</p>	<p>（登録認定機関の業務を適確に行うための基準）</p> <p>第二十四条 法第二十条第一項第一号の主務省令で定める基準は、登録認定機関として行う登録に係る業務を適確に行うために必要な体制が整備されていること、業務手順が定められていることその他の第二十二條第一項第一号イからハマまでに規定する業務の内容ごとに法第二十条第一項の主務大臣が定める事項に適合していることとする。</p>	<p>【手続規程の「別添」】</p> <p>第2 登録認定機関の業務を適確に行うための基準</p> <p>認定等を適確に行うために必要な基準は、登録に係る業務の内容ごとに、それぞれ以下のとおりとする。（主務省令第24条関係）</p> <p>(1) 認定等（残留物質等検査を伴うものを除く。）を行うもの（主務省令第22条第1項第1号第ロ）</p> <p>次に掲げる基準のすべてに適合していること</p> <p>ア 公平な認定等の実施、情報の漏えいの防止その他の適確に認定等を行うために必要な運営方針及び安定的な経営基盤を有すること</p> <p>イ 適確に認定等に係る業務を行うために必要な運営体制を有すること</p> <p>ウ 認定等に必要な能力を有する職員を十分に確保するとともに、その能力の維持向上及び適切な人事管理に必要な方針を有すること</p> <p>エ 適確に認定等に係る業務を行うための具体的な手順が定められていること</p> <p>オ 適確に認定等に係る業務を行うために必要な監査、文書管理その他の業務管理体制を有すること</p> <p>カ 認定等の業務を実施することについて、必要に応じて、輸出先国の了承が得られていること</p>

		<p>(2) 適合施設の定期的な確認（残留物質等検査に関するものに限る。）を行うもの（主務省令第22条第1項第1号第ハ関係）次に掲げる基準のすべてに適合していること</p> <p>ア 試験所に関する国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた基準（ISO/IEC 17025）に適合していること</p> <p>イ 適合施設の確認業務において、残留物質等検査を行う能力を有すること</p> <p>ウ 適合施設の確認業務を実施することについて、必要に応じて、輸出先国の了承が得られていること</p>
		<p>【手続規程の「別添」】</p> <p>第3 登録免許税の納付</p> <p>1 農林水産大臣は、登録認定機関の登録を受けようとする者が第2に掲げる基準に適合していると認められたとき（輸出先国の了承が必要な場合にあつては、当該了承が得られたとき）は、遅滞なく、当該登録を受けようとする者に対してその旨を通知する。</p> <p>2 1の通知を受けた登録を受けようとする者は、登録免許税（9万円）を日本銀行（本店・支店・代理店・歳入代理店（郵便局を含む。））又は税務署に納付し、その領収印が入った領収書を農林水産省に提出するものとする。</p> <p>3 農林水産大臣は、2の提出が確認され次第、遅滞なく登録を行うものとする。</p>
<p>2 登録は、次に掲げる事項を登録台帳に記帳して行う。</p> <p>一 登録年月日及び登録番号</p> <p>二 登録認定機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>三 登録認定機関が行う認定等に係る施設認定農林水産物等の種類</p> <p>四 登録認定機関が認定等に関する業務を行う事業所の所在地</p>	<p>（登録に関して必要な手続）</p> <p>第二十五条 法第二十条第二項の登録台帳は、同条第一項の主務大臣が定める様式によるものとする。</p> <p>2 登録台帳には、法第二十条第二項各号に掲げる事項のほか、第二十二条第一項第一号イからハまでに規定する業務の内容及び登録認定機関が認定等を行うことを認めている輸出先国を記載するものとする。</p>	<p>【手続規程の「別添」】</p> <p>第4 登録台帳への記載</p> <p>法第20条第2項の登録台帳は、別添様式3によるものとする。（主務省令第25条関係）</p>



<p>3 主務大臣は、登録をしたときは、遅滞なく、前項各号に掲げる事項を公示しなければならない。</p>	<p>3 法第二十条第三項の主務大臣は、登録台帳の登録事項の記載を変更した場合は、遅滞なく、その旨を公示するものとする。</p>	
<p>(登録の更新) 第二十一条 登録は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。</p> <p>【政令】 (登録認定機関の登録の有効期間) 第六条 法第二十一条第一項の政令で定める期間は、四年とする。</p>		
<p>2 前三条の規定は、前項の登録の更新について準用する。</p> <p>3 第一項の登録の更新の申請があった場合において、同項の期間（以下この条において「登録の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の登録は、登録の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。</p> <p>4 前項の場合において、登録の更新がされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。</p> <p>5 主務大臣は、第一項の登録の更新の申請が登録の有効期間の満了の日の六月前までに行われなかったとき、又は同項の規定により登録が効力を失ったときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。</p>	<p>(登録認定機関の登録の更新) 第二十六条 第二十二条、第二十四条及び前条の規定は、登録の更新について準用する。この場合において、第二十二条第二項中「書類」とあるのは、「書類（登録の申請時に当該主務大臣に提出されたものからその内容に変更がない書類を除く。）」と読み替えるものとする。</p>	<p>【手続規程の「別添」】 第5 申請書の添付書類記載事項の変更の届出 第1の4の(1)のイ(⑤を除く。)、オ若しくはカ又は第1の4の(2)のイの①に掲げる書類に変更があったときは、遅滞なく、別添様式4又は5による届出書を、センターを経由して、農林水産大臣に提出するものとする。</p>
<p>(登録認定機関の登録更新手数料) 第七条 法第二十一条第二項において準用する法第十八条第一項の政令で定める手数料の額は、法第二十一条第一項の登録の更新の申請一件につき十一万三千五百円を超えない範囲内において法第二十条第二項第三号に規定する種類ごとに主務省令で定める額とする。</p>	<p>(登録認定機関の登録更新手数料) 第二十七条 令第七条の主務省令で定める額は、次の各号に掲げる施設認定農林水産物等の種類ごとに、当該各号に定める額とする。 一 第二十二条第一項第一号イに規定する業務を行う登録認定機関が認定等を行う施設認定農林水産物等 十一万三千五百円 二 第二十二条第一項第一号ロに規定する業務を</p>	

<p>【政令】（登録認定機関の登録更新手数料）</p> <p>第七条 法第二十一条第二項において準用する法第十八条第一項の政令で定める手数料の額は、法第二十一条第一項の登録の更新の申請一件につき十一万三千五百円を超えない範囲内において法第二十条第二項第三号に規定する種類ごとに主務省令で定める額とする。</p>	<p>行う登録認定機関が認定等を行う施設認定農林水産物等 九万五千九百円</p> <p>三 第二十二条第一項第一号ハに規定する業務を行う登録認定機関が認定等を行う施設認定農林水産物等 一万二千百円</p>	
<p>（承継）</p> <p>第二十二条 登録認定機関が当該登録に係る事業の全部を譲渡し、又は登録認定機関について相続、合併若しくは分割（当該登録に係る事業の全部を承継させるものに限る。）があったときは、その事業の全部を譲り受けた者又は相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割によりその事業の全部を承継した法人は、その登録認定機関の地位を承継する。</p> <p>2 前項の規定により登録認定機関の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を主務大臣に届け出なければならない。</p> <p>3 主務大臣は、前項の規定による届出があったときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。</p>		<p>【手続規程の「別添」】</p> <p>第6 登録認定機関の地位の承継の届出</p> <p>法第22条第2項の規定による届出をしようとする者は、別添様式6による届出書に登録認定機関の地位を承継したことを証明する書面を添えて、センターを経由して、農林水産大臣に提出するものとする。</p>
<p>（認定等に関する業務の実施）</p> <p>第二十三条 登録認定機関は、認定等を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、認定等を行わなければならない。</p> <p>2 登録認定機関は、公正に、かつ、主務省令で定める基準に適合する方法により認定等に関する業務を行わなければならない。</p>	<p>（登録認定機関の認定等に関する業務の方法に関する基準）</p> <p>第二十八条 法第二十三条第二項の主務省令で定める基準は、次の各号に掲げる事項に関し主務大臣が定める基準とする。</p> <p>一 認定等の実施方法</p> <p>二 施設の認定の取消しその他の措置の実施方法</p>	<p>【手続規程の「別添」】</p> <p>第7 登録認定機関の認定等に関する業務の方法に関する基準</p> <p>法第23条第2項に規定する適合施設の認定又はその定期的な確認（以下「認定等」という。）に関する業務の方法に関する基準は、以下のとおりとする。（主務省令第28条関係）</p> <p>（1）認定等の実施方法に関する基準</p> <p>ア 認定等をしようとするときは、当該認定等</p>

に係る施設が、法第17条第1項の認定要件に適合することを審査するものとする。

イ 認定の申請者又はその業務を行う役員（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの）にあっては、申請者又はその代表者若しくは管理人が次のいずれかに該当するときは、認定をしないこと。

① 法第17条第1項から第3項までの認定を取り消され、その取消の日から1年を経過しない者

② 法第17条第1項から第3項までの認定の取消の前30日以内にその取消に係る者の業務を行う役員（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの）にあっては、その代表者又は管理人であった者でその取消の日から1年を経過しないもの

(2) 施設の認定の取消しその他の措置の実施方法に関する基準

ア 認定等に係る施設が法第17条第1項の認定要件に適合しなくなったとき又は適合しなくなるおそれ大きいと認めるときは、認定施設設置者等に対し、当該認定等の基準に適合するため必要な措置をとるべきことを請求すること。

イ 認定施設設置者等に対してアの規定による請求をする場合において、当該認定施設設置者等が当該請求に係る措置を速やかに講ずることが見込まれないときは、当該認定施設設置者等に対し、当該認定施設設置者等が当該請求に係る措置を講ずるまでの間、輸出に関する業務（当該請求に係るものに限る。）を停止することを請求すること。

ウ 認定施設設置者等がア又はイに従わないときは、認定の取消しその他の適切な措置を講ずること。

エ 認定施設設置者等に係る認定の取消しをしようとするときは、その1週間前までに当該

		<p>認定施設設置者等にその旨を通知し、弁明の機会を付与すること。</p>
<p>(事業所の変更の届出) 第二十四条 登録認定機関は、認定等に関する業務を行う事業所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、主務大臣に届け出なければならない。 2 主務大臣は、前項の規定による届出があったときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。</p>		<p>【手続規程の「別添」】 第8 登録認定機関の事業所の変更の届出 法第24条第1項の規定による事業所の所在地の変更の届出をしようとする登録認定機関は、別添様式7による届出書を、センターを經由して、農林水産大臣に提出するものとする。</p>
<p>(業務規程) 第二十五条 登録認定機関は、認定等に関する業務に関する規程(次項において「業務規程」という。)を定め、認定等に関する業務の開始前に、主務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。 2 業務規程には、認定等の実施方法、認定等に関する手数料の算定方法その他の主務省令で定める事項を定めておかななければならない。</p>	<p>(登録認定機関の業務規程の規定事項) 第二十九条 法第二十五条第二項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。 一 認定等の実施方法 二 認定等に関する手数料の算定方法 三 その他法第二十五条第一項の主務大臣が定める事項</p>	<p>【手続規程の「別添」】 第9 登録認定機関の業務規程 1 業務規程に規定する事項について 登録認定機関は、以下の事項を規定した業務規程を作成するものとする。(主務省令第29条関係) ア 認定等の実施方法(主務省令第22条第1項第1号第ハの残留物質等検査を行う場合にあつては、検査の種類(対象物質及び品目)に関する事項を含む。)、認定の取消の実施方法その他の認定等に関する業務の実施方法に関する事項 イ 認定等に関する手数料の算定方法に関する事項 ウ 法20条第2項各号及び主務省令第25条第2項に掲げる事項 エ 認定等に関する業務を行う時間及び休日に関する事項 オ 認定等に関する業務を行う組織に関する事項 カ 認定等に関する業務を行う者の職務及び必要な能力に関する事項 キ 認定等に関する業務の公正な実施のために必要な事項 ク その他認定等に関する業務に関し必要な事項 2 業務規程の届出について 法第25条第1項前段の規定により業務規程の届出をする場合は、別添様式8による届出書(法第25条第1項後段の規定により業務規程の変更の届出</p>

		<p>をする場合は、別添様式9による届出書)に業務規程正副2通を添えて、センターを經由して、農林水産大臣に提出するものとする。</p>
<p>(業務の休廃止) 第二十六条 登録認定機関は、認定等に関する業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、主務省令で定めるところにより、休止し、又は廃止しようとする日の六月前までに、その旨を主務大臣に届け出なければならない。 2 主務大臣は、前項の規定による届出があったときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。</p>	<p>(登録認定機関の業務の休廃止の届出) 第三十条 法第二十六条第一項の規定による届出をしようとする登録認定機関は、同項の主務大臣が定める様式により届出書を作成し、当該主務大臣に提出しなければならない。 2 前項の届出書の提出は、センターを經由して行うものとする。</p>	<p>【手続規程の「別添」】 第10 登録認定機関の業務の休廃止の届出 業務の廃止をしようとする登録認定機関は、法第26条第1項の規定に基づき、別添様式10による届出書を、センターを經由して、農林水産大臣に提出するものとする。(主務省令第30条関係)</p>
<p>(財務諸表等の備付け及び閲覧等) 第二十七条 登録認定機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書(これらの作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第五十四条第二号において「財務諸表等」という。)を作成し、五年間事業所に備えて置かなければならない。 2 取扱業者その他の利害関係人は、登録認定機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録認定機関の定めた費用を支払わなければならない。 一 財務諸表等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求 二 前号の書面の謄本又は抄本の請求 三 財務諸表等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの</p>	<p>(電磁的記録に記録された事項を表示する方法等) 第三十一条 法第二十七条第二項第三号の主務省令で定める方法は、電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。 2 法第二十七条第二項第四号の主務省令で定める電磁的方法は、次に掲げるもののうち、登録認定機関が定めるものとする。 一 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの 二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法</p>	

<p>閲覧又は謄写の請求</p> <p>四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって主務省令で定めるものをいう。）により提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求</p>		
<p>(適合命令)</p> <p>第二十八条 主務大臣は、登録認定機関が第二十条第一項各号に掲げる要件のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、その登録認定機関に対し、これらの要件に適合するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>(改善命令)</p> <p>第二十九条 主務大臣は、登録認定機関が第二十三条の規定に違反していると認めるとき、又は登録認定機関が行う認定等が適当でないと認めるときは、当該登録認定機関に対し、認定等に関する業務を行うべきこと又は認定等の方法その他の業務の方法の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>(登録の取消し等)</p> <p>第三十条 主務大臣は、登録認定機関が第十九条各号のいずれかに該当するに至ったときは、その登録を取り消さなければならない。</p> <p>2 主務大臣は、登録認定機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は一年以内の期間を定めて認定等に関する業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。</p> <p>一 第二十三条、第二十四条第一項、第二十五条第一項、第二十六条第一項、第二十七条第一項又は次条の規定に違反したとき。</p> <p>二 正当な理由がないのに第二十七条第二項の規定による請求を拒んだとき。</p> <p>三 前二条の規定による命令に違反したとき。</p>		

<p>四 不正の手段により登録又はその更新を受けたとき。</p> <p>3 主務大臣は、前二項に規定する場合のほか、登録認定機関が、正当な理由がないのに、その登録を受けた日から一年を経過してもなおその登録に係る認定等に関する業務を開始せず、又は一年以上継続してその認定等に関する業務を停止したときは、その登録を取り消すことができる。</p> <p>4 主務大臣は、前三項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。</p>		
<p>(帳簿の記載等)</p> <p>第三十一条 登録認定機関は、主務省令で定めるところにより、帳簿を備え、認定等に関する業務に関し主務省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。</p>	<p>(登録認定機関の帳簿の記載等)</p> <p>第三十二条 登録認定機関は、次項各号に掲げる事項について、施設認定農林水産物等の種類及び第二十二条第一項第一号イからハマまでに規定する業務の内容ごとに帳簿に記載し、当該帳簿を最終の記載の日から五年間保存するものとする。</p> <p>2 法第三十一条の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 認定等を申請した者の名称、法人番号及び住所</p> <p>二 認定等の申請を受理した年月日</p> <p>三 認定等の申請に係る施設の名称及び所在地</p> <p>四 認定等をするかどうかを決定した年月日</p> <p>五 前号の決定の結果</p>	
<p>(秘密保持義務)</p> <p>第三十二条 登録認定機関若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、認定等に関する業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。</p> <p>(登録認定機関以外の者による人を誤認させる行為の禁止)</p> <p>第三十三条 登録認定機関以外の者は、その行う業務が認定等に関するものであると人を誤認させるような表示、広告その他の行為をしてはならぬ</p>		

い。

### 第七章 雑則

(輸出証明書の発行を受けた者等に対する報告の徴収等)

第三十八条 主務大臣は、第五章第一節の規定の施行に必要な限度において、第十五条第一項若しくは第二項の規定により輸出証明書の発行を受けた者又は第十七条第一項から第三項までの規定により認定を受けた適合施設の設置者等に対し、必要な報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を求め、又はその職員に、これらの者の事務所、事業所その他の事業を行う場所（以下「事業所等」と総称する。）に立ち入り、事業所等の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を調査させ、若しくは従業者その他の関係者に質問させることができる。

2 都道府県知事等は、第五章第一節の規定の施行に必要な限度において、第十五条第二項の規定により輸出証明書の発行を受けた者又は第十七条第二項の規定により認定を受けた適合施設の設置者等に対し、必要な報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を求め、又はその職員に、これらの者の事業所等に立ち入り、事業所等の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を調査させ、若しくは従業者その他の関係者に質問させることができる。

3 前二項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による立入調査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

5 第十五条第一項若しくは第二項の規定により輸出証明書の発行を受けた者又は第十七条第一項若しくは第二項の規定により認定を受けた適合施設の設置者等が、第一項若しくは第二項の規定によ

(立入調査等をする職員の身分を示す証明書)

第三十三条 法第三十八条第三項に規定する職員の身分を示す証明書は、別記様式一又は別記様式二によるものとする。



<p>る報告若しくは物件の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出をし、又はこれらの規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくはこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、主務大臣又は都道府県知事等は、それぞれ、自らが行った輸出証明書の発行又は適合施設の認定を取り消すことができる。</p> <p>6 第十七条第六項の規定は、前項の規定による適合施設の認定の取消しについて準用する。</p>		
<p>(登録認定機関に対する報告の徴収等)</p> <p>第三十九条 主務大臣は、第五章の規定の施行に必要な限度において、登録認定機関若しくはその登録認定機関とその業務に関して関係のある事業者に対し、必要な報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を求め、又はその職員に、これらの者の事業所等に立ち入り、認定等に関する業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは従業者その他の関係者に質問させることができる。</p> <p>2 前条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による立入検査及び質問について準用する。</p>	<p>2 法第三十九条第二項において準用する法第三十八条第三項に規定する職員の身分を示す証明書は、別記様式三によるものとする。</p>	<p>第 11 登録認定機関に対する報告の徴収等</p> <p>1 農林水産大臣は、法第 39 条第 1 項の規定に基づき、登録認定機関若しくはその登録認定機関とその業務に関して関係のある事業者に対し、必要な報告の徴収、事業所等への立入検査、職員への質問等を行うことができる。</p>
<p>(センターによる立入検査等)</p> <p>第四十条 農林水産大臣は、前条第一項の場合において必要があると認めるときは、センターに、登録認定機関又はその登録認定機関とその業務に関して関係のある事業者の事業所等に立ち入り、認定等に関する業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は従業者その他の関係者に質問させることができる。</p> <p>2 農林水産大臣は、前項の規定によりセンターに立入検査又は質問を行わせる場合には、センターに対し、当該立入検査又は質問の期日、場所その他必要な事項を示してこれを実施すべきことを指示するものとする。</p> <p>3 センターは、前項の指示に従って第一項の規定</p>	<p>【農林水産省令】 (立入検査等の結果の報告)</p> <p>第七条 法第四十条第三項の規定による報告は、遅滞なく、農林水産大臣が定める様式により、次に掲げる事項を記載してするものとする。</p> <p>一 立入検査又は質問を行った登録認定機関の名称及び住所並びに代表者の氏名</p> <p>二 立入検査又は質問を行った年月日</p> <p>三 立入検査又は質問を行った場所</p> <p>四 立入検査又は質問の結果</p> <p>五 その他参考となるべき事項</p> <p>【農林水産省令】 (立入検査等をするセンターの職員の身分を示す</p>	<p>2 センターは、農林水産大臣から指示があった場合は、法第 40 条第 1 項の規定に基づき、登録認定機関又はその登録認定機関とその業務に関して関係のある事業者に対し、報告の徴収、事業所等への立入検査、職員への質問等を行わなければならない。</p>

<p>による立入検査又は質問を行ったときは、農林水産省令で定めるところにより、その結果を農林水産大臣に報告しなければならない。</p> <p>4 第三十八条第三項及び第四項の規定は、第一項の規定による立入検査及び質問について準用する。</p> <p>(センターに対する命令)</p> <p>第四十一条 農林水産大臣は、前条第一項の規定による立入検査又は質問の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、センターに対し、当該業務に関し必要な命令をすることができる。</p>	<p>証明書)</p> <p>第八条 法第四十条第四項において準用する法第三十八条第三項に規定する職員の身分を示す証明書は、別記様式によるものとする。</p>	
<p>(主務大臣等)</p> <p>第四十三条 この法律における主務大臣は、政令で定めるところにより、農林水産大臣、財務大臣又は厚生労働大臣とする。</p> <p>2 この法律における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。</p> <p>【政令】 (主務大臣)</p> <p>第八条 法における主務大臣は、農林水産物又は食品の種類、輸出先国等を勘案して財務省令・厚生労働省令・農林水産省令で定める区分に応じ、財務大臣、厚生労働大臣又は農林水産大臣とする。</p>	<p>(主務大臣)</p> <p>第三十四条 法（次項及び第三項に規定する規定を除く。）における主務大臣は、財務大臣、厚生労働大臣及び農林水産大臣とする。</p> <p>2 法第十五条第一項（輸出証明書の発行に関する手続に係る部分を除く。）、第十七条（適合施設の認定及び確認に関する手続に係る部分を除く。）及び第三十八条における主務大臣は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める大臣とする。</p> <p>一 衛生証明書の発行並びに適合施設の認定及び確認に関する事項 厚生労働大臣又は農林水産大臣であって、輸出に係る農林水産物又は食品の生産、製造、加工又は流通を所管する大臣</p> <p>二 自由販売証明書及び漁獲証明書等の発行に関する事項 農林水産大臣</p> <p>三 放射性物質検査証明書等の発行に関する事項 次に掲げる農林水産物又は食品の種類に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める大臣</p> <p>イ 酒類又はたばこ 財務大臣</p> <p>ロ イに掲げるもの以外のもの 農林水産大臣</p> <p>四 第二条第五号に掲げる輸出証明書の発行に関する事項 財務大臣、厚生労働大臣又は農林水産大臣であって、輸出に係る農林水産物又は食品の生産、製造、加工又は流通を所管する大臣</p>	

	<p>3 法第十六条（適合区域の指定及び確認に関する手続に係る部分を除く。）、第五章第二節（登録認定機関の登録に関する手続に係る部分を除く。）及び第三十九条における主務大臣は、農林水産大臣とする。</p>	
<p>（権限の委任）  第四十四条 この法律に規定する農林水産大臣及び主務大臣の権限は、農林水産大臣の権限にあっては農林水産省令で定めるところにより、主務大臣の権限にあっては主務省令で定めるところにより、地方支分部局の長にそれぞれ委任することができる。</p>	<p>（権限の委任）  第三十五条 法第十五条第一項並びに第三十八条第一項及び第五項（法第十五条第一項に係る部分に限る。）の規定による財務大臣の権限は、輸出証明書に係る農林水産物又は食品が生産され、製造され、加工され、又は流通する区域を管轄する国税局長（沖縄国税事務所長を含む。）又は税務署長に委任する。ただし、財務大臣が自らその権限を行うことを妨げない。  2 法第十五条第一項並びに第三十八条第一項及び第五項（法第十五条第一項に係る部分に限る。）の規定による厚生労働大臣の権限は輸出証明書に係る農林水産物又は食品が生産され、製造され、加工され、又は流通する区域を管轄する地方厚生局長に、法第十七条第一項、第四項及び第五項並びに第三十八条第一項及び第五項（法第十七条第一項に係る部分に限る。）の規定並びに法第三十八条第六項の規定において準用する法第十七条第六項の規定による厚生労働大臣の権限は認定等に係る適合施設の所在地を管轄する地方厚生局長に、それぞれ委任する。ただし、厚生労働大臣が自らこれらの権限を行うことを妨げない。  3 法第十五条第一項並びに第三十八条第一項及び第五項（法第十五条第一項に係る部分に限る。）の規定による農林水産大臣の権限は輸出証明書に係る農林水産物又は食品が生産され、製造され、加工され、又は流通する区域を管轄する地方農政局長（北海道農政事務所長を含む。以下この項において同じ。）に、法第十七条第一項、第四項及び第五項並びに第三十八条第一項及び第五項（法第十七条第一項に係る部分に限る。）の規定並びに法第三十八条第六項の規定において準用する法</p>	

	<p>第十七条第六項の規定による農林水産大臣の権限は認定等に係る適合施設の所在地を管轄する地方農政局長に、それぞれ委任する。ただし、農林水産大臣が自らこれらの権限を行使することを妨げない。</p>	
<p>(事務の区分) 第四十五条 第三十八条第二項の規定により都道府県等が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。</p>		
<p>(農林水産省令等への委任) 第四十六条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、農林水産省令又は主務省令で定める。</p>	<p>(雑則) 第三十六条 この省令に定めるもののほか、この省令の実施に必要な事項は、主務大臣が定める。</p>	
<p>第八章 罰則 第四十七条 第三十条第二項の規定による命令に違反した場合には、その違反行為をした登録認定機関（当該登録認定機関が法人である場合にあつては、その代表者）又はその代理人、使用人その他の従業者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。  第四十八条 第三十二条の規定に違反して、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。  第四十九条 第三十九条第一項の規定による報告若しくは物件の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出をし、又は同項若しくは第四十条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくはこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、五十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>附 則 1 この省令は、令和二年四月一日から施行する。 2 第六条第一項の規定は、令和七年四月一日以降に申請される輸出証明書について、適用する。 3 輸出に係る農林水産物又は食品が生産され、製造され、加工され、又は流通する施設であつて、法の施行前に輸出先国の政府機関が定める要件に適合していたものとして農林水産大臣が認めるものは、法第十七条第一項から第三項までの規定により認定された適合施設とみなす。</p>	

第五十条 次の各号のいずれかに掲げる違反があった場合においては、その違反行為をした登録認定機関（当該登録認定機関が法人である場合にあっては、その代表者）又はその代理人、使用人その他の従業者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十七条第六項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 二 第二十六条第一項の規定による届出をしないで業務の全部若しくは一部を休止し、若しくは廃止し、又は虚偽の届出をしたとき。
- 三 第三十一条の規定による帳簿の記載をせず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかったとき。

第五十一条 第四十二条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第五十二条 法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第四十七条又は前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

2 人格のない社団又は財団について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその人格のない社団又は財団を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第五十三条 第四十一条の規定による命令に違反した場合には、その違反行為をしたセンターの役員は、二十万円以下の過料に処する。

第五十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 第二十二条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第二十七条第一項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第二項の規定による請求を拒んだ者